平成２８年（フ）第１１１号
北海道帯広市東１条南９丁目14番地１　クレードルマンション203
債務者　山崎　悦輝
1　決定年月日時　平成28年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第１２２号
群馬県伊勢崎市境島村2219番地１
債務者　植原　亮太
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１０１５号
さいたま市北区日進町２丁目940番地２
債務者　関根　勇次
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１０１６号
さいたま市北区日進町２丁目940番地２
債務者　関根香代子
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１０２０号
さいたま市見沼区大字蓮沼134番地１　五反田ガーデン南館105、旧住所さいたま市南区白幡４丁目４番２―307号
債務者　藤田　一文
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１０９５号
埼玉県川口市安行出羽２丁目17番４号　第２小松コーポ202号
債務者　田中　　純（旧姓小松）
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１２７号
さいたま市見沼区東大宮７丁目46番地５　北見第三マンション201号室
債務者　清水あつ子
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４３９号
埼玉県越谷市新川町２丁目９番地４
債務者　村上　　玄
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２５９号
埼玉県本庄市児玉町児玉1373番地７
債務者　浅井　典子
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２６５号
埼玉県深谷市東方2100　医療法人邦央会楽仙堂病院、住民票上の住所埼玉県深谷市栄町11番41号　フルハウス深谷103号
債務者　五十嵐くるみ
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第６００号
千葉県浦安市東野２丁目10番13号　ローズガーデンハウスＢ棟
債務者　加藤　祐之
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６１７号
千葉県船橋市二子町580番地１　コーラルハイツ11号
債務者　眞那田　光
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７０４号
千葉県浦安市富士見４丁目10番32―101号　ベイサイドフローレス
債務者　小玉　静雄
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７１５号
千葉県市川市市川南３丁目12番Ａ―2309号（パークシティ市川）
債務者　玉城　　勉（旧姓中西）
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７３７号
千葉県市原市五井2227番地15
債務者　大杉　正俊
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７４１号
千葉県船橋市田喜野井１丁目40番１号
債務者　武部みき子
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７５９号
千葉県浦安市猫実２丁目15番21号　金子ハイツ（105）
債務者　中嶋　有沙
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８２３号
千葉県船橋市芝山２丁目５番２棟606号
債務者　坂場　久子（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係